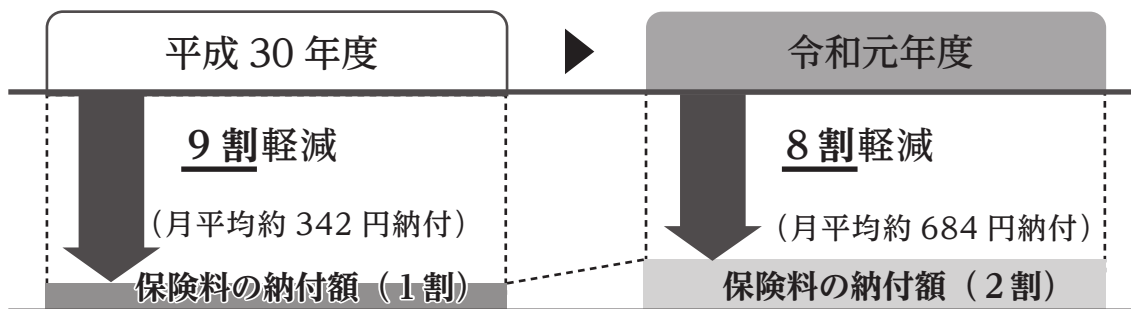


後期高齢者医療保険料の均等割軽減見直しについて

後期高齢者医療保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた人は、今年度、**8割軽減**に変わります。(※65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象となります。)

これと併せて、介護保険料については、今年度所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。また、所得の低い年金受給者の人へは、今年10月から年金生活者支援給付金(基準額月5,000円)の制度が始まります。

(例) 年金収入80万円以下の人の後期高齢者医療保険料



よって、後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減割合は今後次のとおりになります。

世帯(被保険者および世帯主)の 当年度中の総所得金額等の合計額	軽減割合			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円(基礎控除額)以下の世帯 で、各種所得が0円となる場合 (年金所得は収入-80万円として 計算)	9割	8割	7割(本則)	
33万円以下の世帯	8.5割	8.5割	7.75割	7割(本則)
33万円+(28万円×被保険者数) 以下の世帯	5割			
33万円+(51万円×被保険者数) 以下の世帯	2割			

(参考: 保険料の計算方法)

所得割額 $(\text{総所得金額等} - 33\text{万円}) \times 7.75\%$ + 均等割額 被保険者1人あたり41,214円
= 保険料額(年額) 限度額62万円 ※100円未満切捨て

(後期高齢者医療保険料均等割額軽減に関する注意事項)

▶ 後期高齢者医療保険料を年金からの引き落としにより納めている場合、均等割額軽減見直しにおける引き落とし額への影響は10月からです。

(介護保険料・年金生活者支援給付金に関する注意事項)

- ▶ 介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外となります。
- ▶ 老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間等により異なり、基本的に10、11月分を12月(年金の支払日と同日)に振り込みます。

<問い合わせ先>

- 後期高齢者医療制度について……健康福祉部保険年金課 (☎67-1822)
- 介護保険について……健康福祉部高齢福祉課 (☎67-1807)
- 年金生活者支援給付金について…ねんきんダイヤル (☎0570-05-1165)

令和元年度 国民健康保険税に関する改正等について

●賦課限度額について

国保税の賦課限度額については、被用者保険におけるルール（※）とのバランスを考慮し、超過世帯割合が1.5%に近づくよう賦課限度額を国が調整し、段階的に引き上げています。このため、令和元年度においては、次の通りの改正となります。

※ルール…最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.0～1.5%の間となるように法で定められています。

平成30年度 賦課限度額	区 分	限度額（万円）	→	令和元年度 賦課限度額	区 分	限度額（万円）
	医療分	58万円			医療分	61万円
	支援分	19万円			支援分	19万円
	介護分	16万円			介護分	16万円
	合 計	93万円			合 計	96万円

●低所得世帯の軽減基準の拡充について

国保税には低所得世帯を対象とし、その基準に応じた軽減が適用されます。世帯主（世帯主が国保加入者でない場合も含む）及びその世帯の国保加入者の総所得金額の合計が基準以下の世帯では、「均等割」「平等割」が一定の割合で軽減されます。この適用基準を、次の通り拡充しました。

軽減率	所得の条件
7割軽減	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が33万円以下
5割軽減	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が 33万円 + (28万円×国保加入者数) 以下 ※下線部を昨年度より5千円拡充
2割軽減	世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が 33万円 + (51万円×国保加入者数) 以下 ※下線部を昨年度より1万円拡充

●令和元年度課税額の通知について

国民健康保険税は毎年度10期に分けて納入いただいておりますが、まず第1期と第2期を仮算定通知として6月に通知します。仮算定通知の金額につきましては、平成30年度にお支払いいただいた国保税年税額を10分の1にした金額を2回納入いただけます。

令和元年度の所得状況等が反映されるのが、8月に通知をさせていただく第3期以降の本算定通知となります。そのため、第1期、第2期にお支払いいただいた金額と、第3期以降の金額に差が生じる場合がありますが、今回の改正の影響だけでなく、各個人の所得状況・世帯状況等でも変わってきますので、通知が届きましたら内容をご確認いただきますようお願いします。

	納期	納期限
仮算定通知	第1期	令和元年7月1日
	第2期	令和元年7月31日
本算定通知	第3期	令和元年9月2日
	第4期	令和元年9月30日
	第5期	令和元年10月31日
	第6期	令和元年12月2日
	第7期	令和元年12月25日
	第8期	令和2年1月31日
	第9期	令和2年3月2日
	第10期	令和2年3月31日

<問い合わせ先>

健康福祉部保険年金課（☎67-1822）
もしくは、最寄りの振興事務所振興課